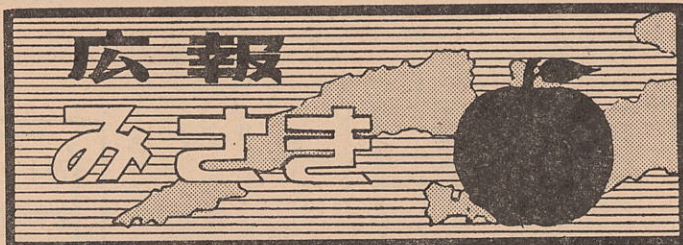


昭和五十二年
一月一日現在

世帯数 二、〇八七
人口 七、〇二五
男 三、二七二
女 三、七五三

印刷所 クボタ印刷所



発行所 愛媛県三崎町役場
編集 三崎町役場総務課

火事の電話は119番へ

- 串地区は局を呼出し
三崎4-1111番へ
- 農集電話は0-119番へ

昭和五十二年

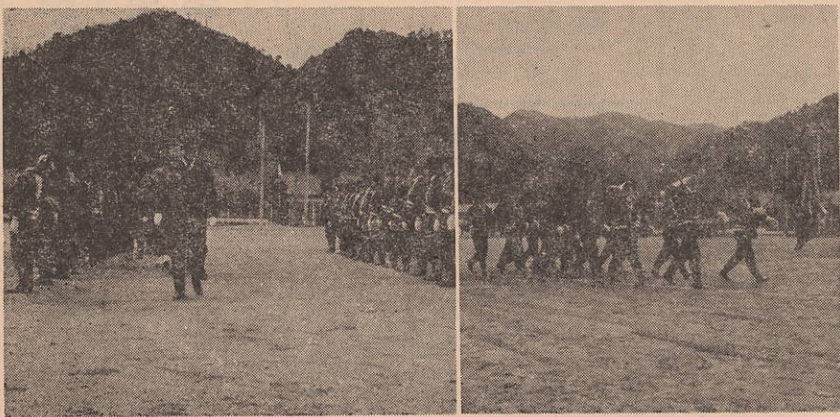
三崎町消防団出初式挙行!!

寒風すさぶゲラランドで

輝かしい初春を迎え、むくわた昭和五十二年一月十日、伝統ある三崎町消防団出初式が挙行された。

団員三百六十余名は寒風すさぶ中で、終始規律正しく年頭の出初式にふさわしい盛り上がりを見せていた。

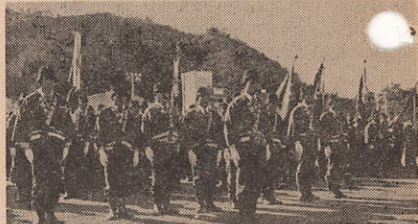
消防団と言う団体は災害のない時には目立たない存在ではあるが、いざ災害発生となると住民の生命と財産を守ることがもろろんのこと、住民の生活や、精神の安定に影響を与える団体は他にないと言えよう。また、消防団員にとって出初式における表彰の栄誉こそが



服装点検を受ける団員

分列行進をする団員

第十分団部長 五島 義長	第十分団部長 石井 正明	第七分団部長 下宮 信幸	第六分団員 阿部 天一	第五分団員 大星 八郎	第二分団員 井上 清久	第二分団員 横山 正	第一分団員 谷上 萬哲	第一分団員 中田 広海	松田 隆明	本部分団員 松田 隆明	第一分団員 松田 隆明	第一分団員 中田 広海	第一分団員 谷上 萬哲	第一分団員 横山 正	第一分団員 井上 清久	第一分団員 大星 八郎	第一分団員 阿部 天一	第一分団員 下宮 信幸	第一分団員 石井 正明	第一分団員 五島 義長
第十分団員 田村 聡	第十分団員 阿部 松寿	第九分団員 清水 義男	第九分団員 阿部 伊勢男	第八分団員 山下 鉄義	第八分団員 梶原 光義	第七分団員 宇都宮 勉	第七分団員 大瀬戸 伸一	第六分団員 宮本 征士	第五分団員 磯崎 幸蔵	第三分団員 磯崎 幸蔵	第三分団員 磯崎 幸蔵	第三分団員 宮本 征士	第三分団員 大瀬戸 伸一	第三分団員 梶原 光義	第三分団員 宇都宮 勉	第三分団員 大瀬戸 伸一	第三分団員 阿部 伊勢男	第三分団員 清水 義男	第三分団員 阿部 松寿	第三分団員 田村 聡
第十分団員 田村 聡	第十分団員 阿部 松寿	第九分団員 清水 義男	第九分団員 阿部 伊勢男	第八分団員 山下 鉄義	第八分団員 梶原 光義	第七分団員 宇都宮 勉	第七分団員 大瀬戸 伸一	第六分団員 宮本 征士	第五分団員 磯崎 幸蔵	第三分団員 磯崎 幸蔵	第三分団員 磯崎 幸蔵	第三分団員 宮本 征士	第三分団員 大瀬戸 伸一	第三分団員 梶原 光義	第三分団員 宇都宮 勉	第三分団員 大瀬戸 伸一	第三分団員 阿部 伊勢男	第三分団員 清水 義男	第三分団員 阿部 松寿	第三分団員 田村 聡



出初式

全国春の火災予防運動週間

(2月28日~3月13日)

生活の一部にしよう

火の点検

三崎町消防団

◎火災の原因と防ぎ方!!

- ▽火災のおもな原因
 - 一、タバコの火の不始末
 - 一、子供の火あそび
 - 一、たき火の不始末
- ▽火災を起さないために
 - 一、タバコの投げ捨て、置き忘れをしない、後始末をきちんと実行する
 - 一、子供にはマッチ等を持たせない
 - 一、家屋・山林の近くでたき火をしない
 - 一、石油ストーブ等、火を使用する器具の安全な取扱いをする
 - 一、外出・就寝前には必ず火の元を点検する
- ▽もし火災が起ったら
 - 一、応急消火をする
 - 一、応急消火できずとも、必ず幼児・子供・老人を安全に避難させ一一九番へ通報しましょう

計量器定期検査のお知らせ

愛媛県

計量法の規定により、下記日程により計量器の定期検査を行いますから、取引証明に使用する計量器は最寄りの検査場で必ず検査を受けて下さい。

1. 検査の日割表

検査日	検査時間	検査場所
4月27日(水)	午前10時~午後3時	二名津公民館
4月28日(木)	午前9時~午後2時	三崎高校講堂

- 検査を受けなければならない計量器 「はかり」「自動ます」「皮革面積計」で、裏面に図示しておりますから参照して下さい。
- 定期検査手数料 法改正により(昭和48年)から定期検査手数料が値上りになりました。従って裏面の図の下に書いてある手数料を検査当日持参して下さい。
- 届け出 疾病、旅行その他やむを得ない事由により日割表の期間内に検査を受けることのできない場合は市町村役場又は県計量検定所(松山市一番町県庁内)に届け出て下さい。
- 定期検査に代る検査 定期検査日割表の期間内に検査を受けられないことを届け出た計量器については、別に指定する期日に検査を行います。この場合は定期検査手数料の外に検査に必要な経費を弁償しなければなりません。
- 罰則 定期検査を受けずに計量器を取引証明に使用した場合は5万円以下の罰金に処せられます。
- その他 大型はかり等で指定検査場へ持参できない場合は事前に市町村役場又は県計量検定所(松山市一番町県庁内)にご相談下さい。

戸籍一口メモ

届け出名	必要書類	届け出要項	備考
出生届	出生証明書 母子手帳	14日以内、出生地・本籍地の市区町村役場へ	国民健康保険証と印かん持参の事
死亡届	死亡診断書	7日以内、死亡地・本籍地の市区町村役場へ	同上、老令受給者の場合は、年金手帳
婚姻届	戸籍謄本か戸籍抄本	成年の証人2名以上の署名捺印が必須、届け出先は本籍地又は現在地	当町の住民であれば転居届をする

広報紙について
ご意見等が
ありましたら
役場総務課
広報係へ

お願い!

今年も転出者の多い季節と成りました。卒業され就職または進学される方々は特に転出証明を取られるように心がけて下さい。転出証明を取られる方は、印かん及び転出先の住所と国民健康保険証持参の上、当町役場の住民課窓口までお願い下さい。

国民年金

老令福祉年金の請求手続きをお忘れなく

請求手続きをお忘れなく



明治四十四年四月一も請求しないでいると日以前に生れた方(国民年金が発足した昭和三十六年四月一日当時満五十才以上の人)は、保険料を全く納めなくとも、満七十才まで待たず、老令福祉年金が請求の手続きをして下り、額一万三千五百円)支給されます。昭和五十二年四月二日から明治四十四年四月二日まで生れた人は、一年四月一日までに生れた方です。

別	一級	二級
片腕切断・両足切断・片腕切断・片足切断・両腕切断・両足切断・片腕切断・片足切断・片腕切断・片足切断・片腕切断・片足切断	片腕切断・片足切断・片腕切断・片足切断・片腕切断・片足切断・片腕切断・片足切断・片腕切断・片足切断・片腕切断・片足切断	片腕切断・片足切断・片腕切断・片足切断・片腕切断・片足切断・片腕切断・片足切断・片腕切断・片足切断・片腕切断・片足切断

二十才になると国からの手当が、打ち切られ、さっそく生活に困ることになります。

そこで、これらの人達には、二十才から障害福祉年金を支給することになっています。この障害福祉年金は、障害の原因となった病気やけがが二十才前にすでに症状が固定しているときは、二十才に通ります。

なお、法で定める程度の障害とは、別表の通りです。

この「税のこよみ」は、国税の一部と地方税(県税、町税)のうち納期や申告期、期限の決まったものを月別、税目別に分けたもので、少しでも税に對する知識を得ることができればと思ひ、一月から、七月までの納期限を中心に挙げてみました。

1月 1月 住民税(個人) 普通徴収分第四期分納付(月末まで) 給与支払報告書の提出(一月三十一日まで) 固定資産税(1)償却資産の申告(一月三十一日現在) (2)一月一日現在の土地家屋の実態調査 国民健康保険税 第七期分納付(月末まで)

2月 2月 固定資産税 第四期分納付(月末まで) 国民健康保険税 第八期分納付(月末まで) 三月十五日まで 国贈与税 申告と納税(二月一日から三月十日まで)

3月 3月 住民税(個人) 前年分の総所得金額、退職所得金額または山林所得の金額など、各種控除に関する事項などの申告(ただし、所得税の確定申告書の提出を要しない) 4月 4月 固定資産税 第一期分納付(月末まで) 農協、漁協、伊豫銀行等の預金口座から振替納付を希望される者は、納税通知書が届き次第、税務課までお知らせください 軽自動車税 四月一日現在で、所有する軽自動車に対し、賦課する(納期は月末まで)

5月 5月 住民税(個人) 給与所得に係る特別徴収分について、月末まで特別徴収義務者を通じて納税義務者に通知される。 6月 6月 住民税(個人) 普通徴収分第一期分納付(月末まで) 均等割額のみ納付する者は、全期分特別徴収、今年度の徴収開始 7月 7月 固定資産税 第二期分納付(月末まで) 国民健康保険税 第九期分納付(月末まで) 4月一日現在で

滞納整理 昭和五十一年度課税分の各税目の納期が、二月の国民健康保険税を最後に終わったところで、未納となつて、税金については、早い目に納付ください。目には納付したいというお願ひが、昭和三十九年以前に滞納整理を行つた滞納者には前もって通知する予定ですが、今後の滞納整理については、きびしく対処する方針です。現年度分の未納分については、五月に滞納の一掃を目標に実施いたしますが、できれば自主納付されるようお願いいたします。

税務課

障害者で二十才になった人は 障害福祉年金を

国民年金は請求主義をとっておりますので、持参のうえ住民課国民年金係へ請求手続きにしてください。

四月より保険料が引き上げられます

国民年金の保険料は現在加入している人は、現額千四百円ですが、四月分より定額二千二百円に改正されます。

なお、付加保険料は、必ず納期限までに納めるようにいたします。

「ニセ税理士」は法律に違反するばかりでなく、納税者に迷惑をかけることが多いので、国税局、税務署では「ニセ税理士」を厳しく取締っています。

税金の相談や申告書の作成などを依頼される場合は、正規の税理士「ニセ税理士」が現れることがあります。高松国税局

「ニセ税理士」は法律に違反するばかりでなく、納税者に迷惑をかけることが多いので、国税局、税務署では「ニセ税理士」を厳しく取締っています。

税金の相談や申告書の作成などを依頼される場合は、正規の税理士「ニセ税理士」が現れることがあります。高松国税局

街を自然を美しく 吸いがらの投げ捨てはやめましょう。

Smokin' Clean



日本専売公社

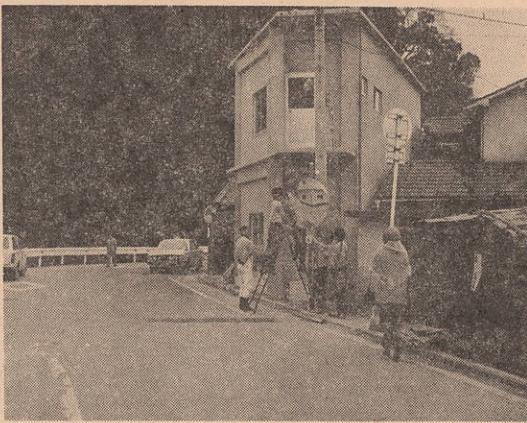
交通安全施設(カーブ鏡)を

無償にて設置・補修!!

突然の奉仕に町役場の仕事を持っていたる生活に奉仕の精神で、交通安全協会の関係のために活動がでない物事を解決し町発展の者がビックリするやら、早朝か夜間、ま一翼をになう……感謝するやら……

この奉仕活動をしたのは、今年一月に結成した鷹クラブ会長・松田隆明氏(会員19名)である。このクラブ員の内には、農業、自営業、公務員等種々の職業の人達で構成されており、昼間はそれぞれ

鷹クラブの主旨は、「家庭の事情の許す限り、鷹クラブの今後一層の活躍を期待したいものです。」



カーブ鏡を設置する会員

鷹クラブ員の奉仕活動内容

- カーブ鏡設置 五基
- カーブ鏡修理 八基
- カーブ鏡清掃 一七〇基

市町村交通災害共済に加入しましょう

- 加入資格
 - 町内に居住し、住民基本台帳に記録または外国人登録をしている人
 - 共済掛金(一人年額) 六百元
 - 中学生以下 二百五十円
- 但し、中学生以下と五、災害見舞金
 - 昭和三十七年四月二日以後に生まれた人は昭和五十二年四月一日〜昭和五十三年三月三十一日 実施中
- 別表
 - 航空機、船舶、自動車、バス、モノレール、トロリーバス、自動車、荷車等の交通用具
 - 見舞金を支払わな
- 七、見舞金を支払わな
 - 無免許運転
 - 酒酔い運転
 - 故意・自殺
 - 役場生活環境課 安い掛金で有利な補助

ストップ・ザ・黒い野望

暴力団の芽をつんで明るい社会に

暴力団はこんなもの。いまなお全国で約十一万人(二、六〇〇〇)の密売、女性をだまし体(も)いて、相手が弱いて売るとばすなどの悪いところ、ダニの質な行為をくりかえし、暴力団はもろこのこ、黒いワナをかけるよと必死になつています。



その実態は、みなさん、活をするため、善良な金もうけを行ったり、傷つけ、インキキバクチに引っぱり込んで大金を取ったり、人を廃人

等級	死亡または傷害の程度	金額
1	死亡	80万円
2	6月以上の医師の治療を要する傷害	15万円
3	3月以上6月未満の医師の治療を要する傷害	7万5千円
4	1月以上3月未満の医師の治療を要する傷害	3万円
5	7日以上1月未満の医師の治療を要する傷害	1万円

※治療実日数が2等級は96日以上、3等級は48日以上、4等級は16日(治療日数が30日以上の場合のみ)以上

交通事故に

あつたらこれだけは!!



※軽微な被害であっても、ただちに警察署またはよりの交番に連絡してください。

- ※軽いけがでも医師の診断をうけてください。
 - ※見舞金請求書は早めに提出してください。
- この制度は事故直後の救済をはかろうとして発足したものです。



暴力団は、みなさん、活をするため、善良な金もうけを行ったり、傷つけ、インキキバクチに引っぱり込んで大金を取ったり、人を廃人にする。このような暴力団は、警察では、暴力団に

暴力団の誘いは、絶対にのらないようにうっかり暴力団の誘いの苦しみは味わったという話は、いく

「勇栄リンリン」番、暴力を見たり、聞いて

「みんなの力で、暴力団、暴力犯罪を締めだ

税務署よりお知らせ

確定申告に誤りがあつたとき



税務署に所得税の確定申告を出した後で、申告書の間違いに気付いたときは、正しい申告に直すことができます。例えば、社会保険料控除や扶養控除を書き忘れ、税金を実際より多く払った場合は「更正の請求」で、また、所得を漏らして実際より少なく申告していた場合は「修正申告」で、それぞれ正しい金額に訂正してください。

これらの用紙は、税務署に用意してあります。

税金の分割払い

確定申告による所得税は、三月十五日までに納めることになっていますが、一度に納められないときは、延納制度をご利用ください。

これは、確定申告で納めることになっている税額の二分の一以上を三月十五日までに納めれば、残りは五月三十一日まで延納することができるといふ制度です。

この場合、延納期間中は年率七・三パーセントの利子税がかかります。

国税に不服のあるときは

税務署から更正や決定などの処分を受けたが、その処分に納得できないというときは、税務署長に「異議申立て」をしたり、国税不服審判所長に「審査請求」をすることができます。

この国税不服審判所は、税務署とは全く別の独立機関で、納税者と税務署の間立ってどちらの言い分が正しいかを審判するところです。国税不服審判所の支部は、全国にあります。四国の場合は、高松市松島町の高松第二地方合同庁舎内にあります。

確定申告と還付金

昭和五十一年分の確定申告は、三月十五日までです。早めに、申告と納税をすませましょう。

確定申告により税金の還付を受ける場合、従来は銀行や郵便局から支払をしていましたが、本年からは農協に預金口座のある方は農協を通じて直接皆様の口座に自動払込ができることになりましたのでご利用下さい。

「たばこ」は町内で買しましょう!

